

別表十七の二（二） 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の2（第4項を除きます。）《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》又は第68条の89の3《連結超過利子等の損金算入》の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額1」は、各連結法人の受取利子等（措置法第68条の89の2第3項に規定する受取利子等をいいます。以下同じ。）の額のうち、国内関連者等（措置法令第39条の113の2第16

項《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》に規定する国内関連者等をいいます。以下同じ。）以外の者から受ける額を記載します。

3 「各連結法人の連結事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額10」は、各連結法人の国内関連者等が、当該連結法人の連結事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、措置法令第39条の113の2第16項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載します。